

国立大学法人京都大学旅費規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) }                  (2) } (略)                  (3) }</p> <p>(4) <u>扶養親族</u> 職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員等の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで（<u>第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CF0オフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部並びに監査室をいう。</u></p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、<u>本部長（組織規程第46条の3に定める事業推進組織の長をいう。）</u>、<u>教育院長（組織規程第47条第1項に定める教育院長等の長をいう。）</u>及び高等研究院の長をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) }                  (2) } (同 左)                  (3) }</p> <p>(4) <u>家族</u> 職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員等と同居するものをいう。</u></p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定により定める組織のうち図書館機構を除く。</u>）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、各共通事務部並びに監査室をいう。</p> <p>(7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属図書館及び医学部附属病院の長並びに副学長、<u>支援組織の長（組織規程第47条の規定により定めるグローバル・エンゲージメント・オフィス、情報環境機構、同規程47条の2の規定により定める総合研究推進本部、教育改革戦略本部、国際高等教育院、大学院</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(8) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料、<u>移転料、扶養親族移転料</u>及び旅行雑費とし、その支給の対象、金額等は、総長が別に定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p><u>教育支援機構、学生総合支援機構、図書館機構及び人と社会の未来研究院並びに同規程第47条の3の規定により定める成長戦略本部及び環境安全保健機構の長をいう。)</u>の長をいう。) 及び高等研究院の長をいう。</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第5条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料、<u>移転料、家族移転料</u>及び旅行雑費とし、その支給の対象、金額等は、総長が別に定めるところによる。</p> <p>附 則 (令和8年達示第59号)</p> <p>1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 施行の日前の命令等による出張及び赴任については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。</p>